

平成23年(再)第61号 再生手続開始申立事件

再生手続開始通知書

平成23年9月6日

東京地方裁判所民事第20部合議C係

裁判所書記官 吉田真悟

電話 03-3581-5429

当裁判所は、平成23年9月6日午後1時、次の者について、下記事項のとおり再生手続を開始したので通知する。(申立日 平成23年8月9日)

栃木県那須郡那須町大字高久丙1796番地

再生債務者 株式会社安愚楽牧場

代表者代表取締役 三ヶ尻 久美子

再生債務者代理人弁護士 柳澤 憲

記

- 1 再生手続開始決定の主文
株式会社安愚楽牧場に対して再生手続を開始する。
- 2 再生債権の届出期限
平成23年12月6日まで
- 3 債権の一般調査期間
平成24年1月17日から平成24年1月24日まで
- 4 再生計画案の提出期間
平成24年2月14日まで
- 5 監督委員
東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー31階
成和明哲法律事務所
弁護士 渡邊 顯